

市内で新たに事業を始めるための資金が必要な皆さまへ

創業支援資金のご案内



■ **ご利用いただける方**： 次の要件を満たしている方

- ① 事業を営んでいなかった方で、市内に新たに本店及び事業所を設置し、事業活動を開始する具体的計画を有する方で、特定事業を行おうとする方
又は事業開始後1年を経過していない中小企業者
(法人での利用にあつては、代表者が事業を営んでいなかった方に限ります。)
- ② 営業許可・登録を必要とする業種の場合は、その許認可等を受けている方、又は受ける見込みのある方
- ③ 市税（市外在住の個人にあつては、当該居住地における市町村税を含みます。）を完納している方

■ **資金用途**： 創業に必要な設備資金・運転資金

(原則として土地取得資金は除きます。
設備資金は、市内に設置するものに限ります。)

■ **融資限度額**： 5,000万円

※仕入額、外注費、従業員給与額等の運転資金は、概ね3か月分が限度です。

■ **融資期間**： 10年以内(融資後2年以内据置可) 元金均等月賦償還

■ **利率**： 年1.3%以内(信用保証付は1.0%以内)

※支払後の申請により、信用保証付の保証料全額補助及び利子の全額補給(5年間)が受けられます。

■ **担保・保証人**： 金融機関の定めるところによります。

■ **申請期間**： 年間随時(計画決定前、契約前に必ずご相談ください。)

■ **申請先**： 高崎市融資制度取扱金融機関

■ **申請に必要な書類(提出部数は1部)** 添付書類は写しで結構です。

- ① 高崎市中小企業等振興資金融資確認書
(金融担当窓口、市ホームページ、高崎市融資制度取扱金融機関で取得できます。)
- ② 【法人の場合】・法人の履歴事項全部証明書
・試算表(作成している場合)
【個人の場合】・確定申告書の写し(開業している場合のみ)
・個人事業の開業届の写し(開業している場合のみ)
- ③ 許認可等を要する業種はその許可書・認可書の写し
(届出・登録中の場合は届出書類等の写し)
- ④ 見積書・図面・カタログ等
- ⑤ 事業所等までの案内図
- ⑥ その他市及び金融機関の指定する書類
(建築確認の確認済証の写し、賃貸借契約書の写し、地主・家主の承諾書など)
- ⑦ 事業概要の分かる資料(創業計画書など)
- ⑧ 代表者の所得証明書の写し(原則2年分)

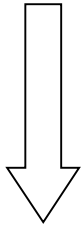
■ 融資の手順

① 融資相談



借入希望の金融機関に融資のご相談をしてください。

② 融資確認



融資対象者要件、資金使途等が当該融資制度にあてはまるか確認します。
確認書に必要事項を記入し、上記の必要書類をお持ちになって、商工振興課金融担当までお越しください。

(金融機関の方でも結構です。)

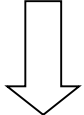
資格要件確認後に確認書を返却します。

③ 申込み



借入希望の金融機関へ確認書を添えて、融資の申込みをしてください。

④ 審査



金融機関は審査を行い融資の可否を決定します。

信用保証協会の保証を利用する場合は、保証協会にも保証依頼が必要となります。

⑤ 融資実行



金融機関で融資決定（信用保証協会の保証を利用する場合は保証承諾後）となると、所定の手続きを経て融資実行となります。

⑥ 実行報告

融資実行後、金融機関から市へ以下の書類を提出していただきます。

- ・融資実行報告書
- ・市町村税の納税証明書（完納の証明）※融資実行前に取得
- ・暴力団排除に関する誓約書

◆ 事業の着手時期については、金融機関及び信用保証協会の定めに従ってください。

◆ 創業者融資保証料補助および利子補給制度の申請窓口は、商工振興課です。融資を受けた日から原則 1 か月以内に認定申請を行ってください。詳細は、別紙「高崎市創業者融資保証料補助及び利子補給のご案内」をご覧ください。

詳しいお問い合わせは・・・

高崎市融資制度取扱金融機関、または高崎市商工観光部商工振興課金融担当(市庁舎13階)へ

☎ 027-321-1258(直通)